

NEWS RELEASE

平成30年12月27日
一般社団法人 信託協会

信託財産総額は史上最高額の1,156.2兆円に

(信託の受託概況(平成30年9月末現在))

一般社団法人 信託協会(会長 大久保哲夫)では、今般、平成30年9月末の信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)をとりまとめました。

1. 要旨

信託財産総額は、1,156.2兆円(前年同月末比74.7兆円増、6.9%増)となり、史上最高額(これまでの最高額は、平成30年3月末の1,141.6兆円)を更新しました。

- ・資産運用型信託は、122.5兆円(前年同月末比8.7兆円増、7.6%増)となっています。
- ・資産管理型信託は、913.1兆円(前年同月末比59.8兆円増、7.0%増)となっています。
- ・資産流動化型信託は、77.1兆円(前年同月末比6.1兆円増、8.6%増)となっています。

2. 概要

(1) 資産運用型信託

資産運用型信託の信託財産額は、122.5兆円(前年同月末比8.7兆円増、7.6%増)となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が41.0兆円と12.3兆円増、年金信託が32.3兆円と0.6兆円減、有価証券の信託が44.3兆円と3.0兆円減となっています。

(2) 資産管理型信託

資産管理型信託は、913.1兆円（前年同月末比59.8兆円増、7.0%増）となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が81.3兆円と13.0兆円減、年金信託が50.2兆円と1.3兆円増、投資信託が204.9兆円と16.3兆円増、再信託が427.1兆円と44.2兆円増となっています。

(3) 資産流動化型信託

資産流動化型信託は、77.1兆円（前年同月末比6.1兆円増、8.6%増）となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭債権の信託（貸付債権、売掛債権の信託など）が35.1兆円と2.5兆円増、不動産の信託が38.6兆円と2.8兆円増となっています。

なお、資産流動化型信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されており、金銭債権の信託は、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する売掛債権を流動化するために、不動産の信託は、不動産投資市場において、信託機能を活用して不動産の流動化を行うために利用されています。

以上

本件に関する照会先：

(一社) 信 託 協 会

総務部（広報担当）藤田・太田・町田

業務部 松村

電話 03-6206-3992

信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）

（平成30年9月末現在）

一般社団法人 信託協会

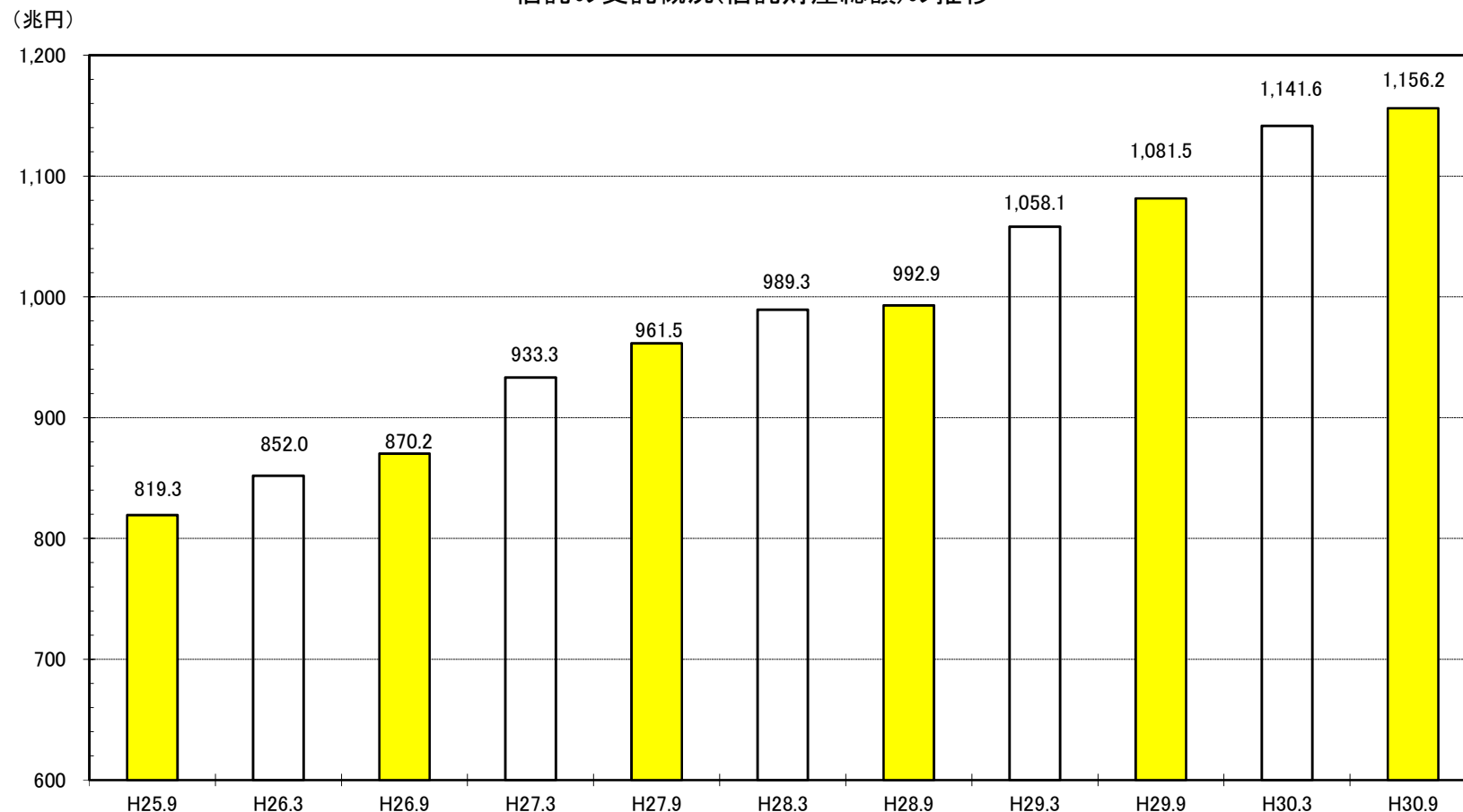
（単位：兆円、％）

機能別分類	平成30年9月末現在				平成29年 9月末現在	平成30年 3月末現在
	残高	前年同月末 比増減額	同増減率	構成比	残高	残高
資産運用型信託（注2）	122.5	8.7	7.6%	10.6%	113.8	114.0
金銭信託	41.0	12.3	42.9%	3.5%	28.7	31.3
年金信託	32.3	△ 0.6	△ 1.8%	2.8%	32.9	32.5
金銭信託以外の 金銭の信託	1.8	0.1	5.9%	0.2%	1.7	1.7
有価証券の信託	44.3	△ 3.0	△ 6.3%	3.8%	47.3	45.5
その他（注5）	2.8	△ 0.2	△ 6.7%	0.2%	3.0	2.9
資産管理型信託（注3）	913.1	59.8	7.0%	79.0%	853.3	910.0
金銭信託	81.3	△ 13.0	△ 13.8%	7.0%	94.3	94.1
年金信託	50.2	1.3	2.7%	4.3%	48.9	49.3
投資信託	204.9	16.3	8.6%	17.7%	188.6	201.5
金銭信託以外の 金銭の信託	35.9	5.9	19.7%	3.1%	30.0	33.0
再信託	427.1	44.2	11.5%	36.9%	382.9	408.7
その他（注5）	113.5	5.1	4.7%	9.8%	108.4	123.0
資産流動化型信託（注4）	77.1	6.1	8.6%	6.7%	71.0	73.7
金銭債権の信託	35.1	2.5	7.7%	3.0%	32.6	33.6
不動産の信託	38.6	2.8	7.8%	3.3%	35.8	37.4
その他	43.4	0.1	0.2%	3.8%	43.3	43.7
合計	1,156.2	74.7	6.9%	100.0%	1,081.5	1,141.6

（△印 減）

- （注）1. 本表において公表した計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数である。
また、機能別分類毎の内訳には、主な信託商品を掲載している。
2. 資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいう。
3. 資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいう。
なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいう。
4. 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいう。
5. 金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託する包括信託。

信託の受託概況(信託財産総額)の推移



参考：平成元年3月末の信託財産残高 171.5兆円

○平成30年間の信託の増加に係る主な特徴

- ・投資信託の増加（平成元年3月末 53.6兆円 → 平成30年9月末 204.9兆円）
- ・資産流動化のための信託の活用（平成10年以降、資産流動化関連法制の整備）
- ・信託の管理機能に着目した資産管理型信託の増加

このほか、信託の持つ柔軟性を生かした新しい信託商品の取扱いが開始。

- ・資産の保全のための信託
- ・遺言代用信託
- ・教育資金贈与信託
- ・後見制度支援信託
- ・結婚・子育て支援信託
- など

遺言代用信託について

遺言代用信託とは、委託者が、自分の生存中は自分を受益者とし、死亡後は自分の子・配偶者などを受益者とするといった形で設定する信託です。

例えば、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を、予め指定された受取人が速やかに受け取ることができるような商品や、長期に亘って、顧客のニーズに合わせた金銭の支払いを行うなどオーダーメイドの財産管理ができる商品があります。

信託の財産管理機能を活かし顧客のニーズに合った制度設計ができる遺言代用信託は、平成24年度以降、急激に件数が増加しており、平成30年度上半期までの新規受託件数の累計は、約16万4千件となっております。

<遺言代用信託の新規受託件数の推移>

(件)

	平成21年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
上半期	1	16,124	9,085	5,180	4,949
下半期	12	12,999	5,552	5,251	
年度合計	13	29,123	14,637	10,431	
累計	13	133,781	148,418	158,849	163,798

相続関連業務について

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務があります。

相続関連業務には、遺言書の保管・執行業務と遺産整理業務があります。

<遺言書の保管・執行業務>

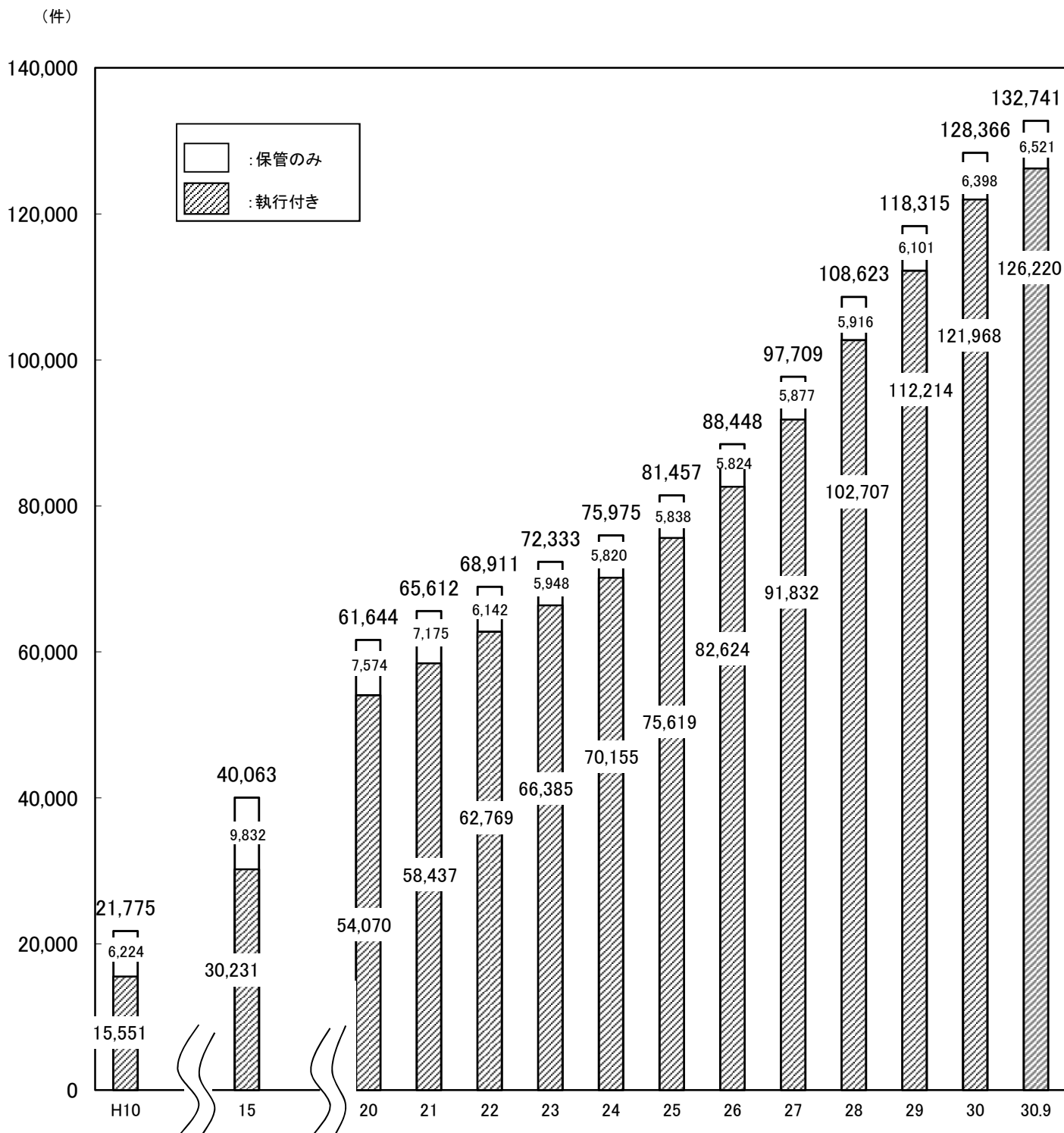
財産に関する状況の調査、遺言書の作成、遺言書の保管の引き受けを行います。相続開始時には、遺言執行者として財産に関する遺言の内容を実現するための任務（不動産の管理、売却処分や預貯金・株式などの名義変更や換価処分）を行います。

その取扱状況は、別紙のとおり増加傾向にあり、平成30年9月末現在で約13万3千件となっております。特に近年は、遺言書の保管から執行まで引き受ける形の契約が9割を超えております。

<遺産整理業務>

相続が発生して手続に悩む相続人や遺族からの依頼により、遺産相続手続を代行する業務です。財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割手続を行います。

遺言書の保管件数の推移



(注) 上記は、各年の3月末現在の件数および平成30年9月末の件数

後見制度支援信託について

<後見制度支援信託とは>

後見制度支援信託は、後見制度を本人の財産管理の面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、本人が金銭を信託銀行等に信託し、信託された金銭の中から後見人が管理する預貯金口座に対して、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続きは、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の財産を保全することができます。

平成30年9月末現在、受託件数は2万1千件を超えており、この3年間で見ると、受託件数および受託残高ともに約4倍と大幅に増加しています。

<後見制度支援信託の受託状況>

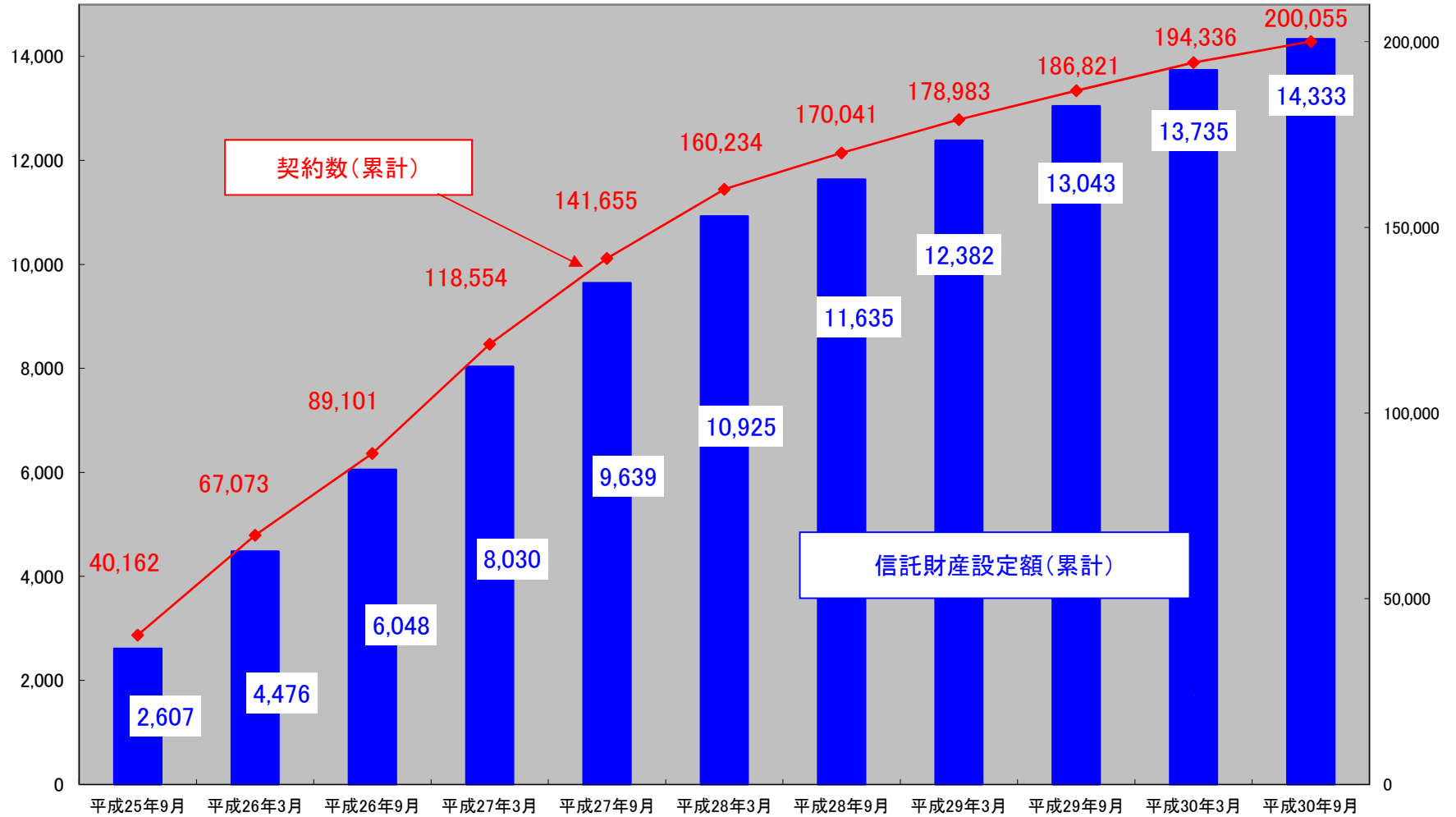
(件、億円)

	平成 25 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 30 年 9 月末
受託件数	174	5,188	12,918	18,528	20,927	21,389
受託残高	59	1,654	3,760	5,447	6,173	6,392

教育資金贈与信託の受託状況

(信託財産設定額(累計): 億円)

(契約数(累計): 件)



結婚・子育て支援信託について

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税になる信託です。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母、父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満の個人に限られています。

平成30年9月末現在の結婚・子育て支援信託の契約数（累計）は5,409件、信託財産設定額合計（累計）は159億円となっています。

<結婚・子育て支援信託の受託状況>

（件、億円）

	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末
契約数 （累計）	4,471	5,136	5,343	5,409
信託財産設定 額合計（累計）	100	132	151	159